

熊本県公報

号外 第 6 号

平成 16 年 3 月 8 日 (月)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

○ 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	9
○ 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(")	9
○ 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(")	9
○ 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	(")	10
○ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	11
○ 熊本県公債管理特別会計条例	(")	15
○ 熊本県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	15
○ 上天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例	(市町村総室)	15
○ 熊本県の高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例	(福祉のまちづくり課)	16
○ 熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例	(身体障害福祉課)	18
○ 熊本県肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例	(知的障害福祉課)	18
○ 熊本県立保育大学条例の一部を改正する条例	(家庭福祉課)	19
○ 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例	(健康危機管理課)	19
○ 熊本県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	22
○ 熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	(")	24
○ 熊本県特定食品衛生条例の一部を改正する条例	(食品衛生課)	25
○ 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	(")	26
○ 熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	(環境政策課)	26
○ 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	(自然保護課)	27
○ 熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例	(")	36
○ 熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(職業能力開発課)	41
○ 熊本県立技術短期大学条例の一部を改正する条例	(")	42
○ 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(道路総務課)	42
○ 熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例	(")	42
○ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	43
○ 熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例	(高校教育課)	44
○ 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例	(")	44
○ 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例	(学校人事課)	44
○ 県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(")	44
○ 熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例	(文 化 課)	45
○ 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(警 務 課)	45
○ 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	(")	45
○ 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(生活安全企画課)	46
○ 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	46

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 公務災害補償の実施、審査に当たって、必要に応じ報告等の提出を求めることが可能であり、虚偽の報告等を行った者に対しては罰則規定により罰金を科する

- こととしている。今回地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の一部改正により罰金の額が10万円から20万円に変更されたことに伴い、条例の罰則についても改正を行うこととした。（第23条関係）
- 2 地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴う関係規定の整理を行うこととした。（別表第1関係）
 - 3 この条例は、平成16年5月1日から施行することとした。

◇熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）の裁量による勤務（第7条関係）
 - (1) 任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員の勤務の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする旨を定めることとした。
 - (2) 第1号任期付研究員から苦情の申出があったときは、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、その苦情を適切に処理するものとする旨を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第119号）の施行等に伴い、次の条例を整理することとした。
 - (1) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
 - (2) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正
 - (4) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - (5) 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正
 - (6) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

- 1 地方独立行政法人法等の施行に伴う関係規定の整備
 - (1) 地方公営企業労働関係法の題名変更に伴う規定の整備（第1条関係）
「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に変更することとした。
 - (2) 特定地方独立行政法人に関する規定の整備（第7条第5項、第13条関係）
特定地方独立行政法人の役職員について、地方公共団体の公務員と同様に
取り扱う規定を整備することとした。
 - (3) 勤続期間通算規定等の整備（第7条第5項、第7条の5関係）
一般地方独立行政法人職員としての在職期間を本県の退職手当算定におけ
る勤続期間に通算する規定等を整備することとした。
- 2 国立大学法人法の制定に伴う勤続期間通算規定等の整備（附則第35条、第36条関係）
国立大学法人等の職員から引き続いて本県職員等となった者の本県の退職手当算定の基礎となる勤続期間について、国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を通算する規定等を整備することとした。
- 3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の制定等に伴う使用済自動車解体業許可申請手数料等の新設等を行うこととした。
 - (1) 新たに手数料を設けるもの
 - ① 使用済自動車の再資源化等に関する法律の制定に伴うもの

(ア) 使用済自動車解体業許可申請手数料	78,000 円
(イ) 使用済自動車解体業許可更新申請手数料	70,000 円
(ウ) 使用済自動車破砕業許可申請手数料	84,000 円
(エ) 使用済自動車破砕業許可更新申請手数料	77,000 円
(オ) 使用済自動車破砕業の変更許可申請手数料	75,000 円
 - ② 薬事法の改正に伴うもの

(ア) 高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可申請手数料	29,200 円
(イ) 高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可更新手数料	11,300 円
 - ③ 球磨工業高等学校専攻科の設置に伴うもの

(ア) 県立学校入学者選抜手数料	1人につき 2,200 円
(イ) 県立学校入学金	1人につき 5,650 円
 - (2) 手数料の額を改定するもの
 - ① 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの
保育士試験手数料 8,900 円 → 12,700 円
 - ② 建設業法の一部改正に伴うもの